

男女共同参画の推進に関する 施策の実施状況（年次報告書）

令和4年度の実施状況、取組に対する評価と課題・今後の方向性

島本町総合政策部人権文化センター

目 次

- しまもとスマイルプラン～第2期島本町男女共同参画社会をめざす計画～(改定版)の概要・・・P1
- 計画の施策体系図・・・P2～3
- 男女共同参画に関する施策の実施状況
 - 基本施策1 すべての世代における男女共同参画の理解の促進・・・P4～P5
 - 基本施策2 あらゆる分野における男女の活躍推進《女性活躍推進計画》・・・P6～P9
 - 基本施策3 暴力への対策の推進・・・P10
 - 基本施策4 生涯を通じて安心して健やかに暮らせるための支援・・・P11～P13
- 資料
 - 資料1 審議会などへの女性の参画状況・・・P14～P15
 - 資料2 女性職員の割合・・・P16
 - 資料3 男女共同参画講座実施状況・・・P17

計画の基本理念

性別にかかわらず一人ひとりの個性を尊重し、
個人の能力を十分発揮できる社会の実現

- 1 誰もが性別による差別を受けず、人権が尊重される町をめざします。
- 2 性別による固定的な役割分担などにとらわれず、個性と能力を十分に発揮できる町をめざします。
- 3 性別にかかわらず、町における政策や事業者における方針の立案・決定に共同して参画する機会が確保される町をめざします。
- 4 男女ともに子育て、家族の介護など家庭生活における活動と社会生活における活動に対等な立場で参画できる町をめざします。
- 5 国際的な協調のもとに男女共同参画の推進に向けた取組を行います。
- 6 男女がそれぞれの身体的特徴について理解を深め、妊娠や出産などに関する自己決定が尊重され、生涯を通じ健康に過ごすことができる町をめざします。
- 7 男女ともに身体的、心理的、経済的または性的な暴力を受けることのない町をめざします。

しまもとスマイルプラン～第2期島本町男女共同参画社会をめざす計画～(改定版)の概要

1. 計画の位置づけ

(1)「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく、男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進する市町村男女共同参画計画です。

(2)「島本町男女共同参画推進条例」第10条に基づく、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画です。

(3)計画の基本施策2「あらゆる分野における男女の活躍推進」を、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に基づく、「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての基本計画(女性活躍推進計画)」として位置づけています。

(4)計画の基本施策3「施策の方向1 DVの防止と被害者保護の推進」を、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画(DV対策基本計画)」として位置づけています。

(5)国の「男女共同参画基本計画」、大阪府の「おおさか男女共同参画プラン」の内容を踏まえるとともに、「島本町総合計画」を上位計画とし、他の個別計画との整合性を持たせた計画です。



2. 計画の期間

平成24年(2012)年度から令和3年(2021)年度までの10年間。

平成28年(2016)年度に、計画の進捗状況や国内外の動向を踏まえて必要な見直しを行い改定版を策定。

令和3年4月に、新型コロナウイルス感染症の流行が収まるまで、当面の間、本計画の期間を延長することを決定。

3. 本報告書について

この報告書は、島本町男女共同参画推進条例第18条に基づき、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を取りまとめたものです。

上記計画の第3章(施策の展開)に掲げる各種施策の前年度実施状況とその取組に対する評価と課題・今後の方向性を記載しています。

計画の施策体系図



施策の展開	具体的施策
①男女共同参画の意識づくり	No.1 男女共同参画に関する調査研究および情報提供 No.2 男女共同参画推進のための啓発の推進
②男女共同参画に関する苦情等申出制度の周知および相談支援	No.3 男女共同参画に関する苦情等申出制度の周知 No.4 男女共同参画に関する相談の実施
①学校教育、就学前教育・保育における男女共同参画の推進	No.5 男女共同参画の視点に立った教育や保育の推進 No.6 男女共同参画の視点に立った職業観の育成
②家庭教育における男女共同参画の推進	No.7 男女共同参画の視点に立った家庭教育への支援
①メディアを適切に活用する能力の向上支援	No.8 情報技術に関する学習機会の充実 No.9 学校における情報教育
②性非行防止と環境浄化の推進	No.10 性非行防止と環境浄化の推進 No.11 青少年をインターネット上の有害情報にアクセスさせないための取組の推進
③町の情報発信における男女共同参画の視点の反映	No.12 町が提供する情報、刊行物の点検
①審議会などへの女性の参画その促進	No.13 審議会などへの女性の参画の促進
②役場における女性の登用の促進	No.14 役場における女性の登用の促進
①地域活動への支援	No.15 女性交流室の充実と活用の促進 No.16 地域活動の支援
②防災における男女共同参画	No.17 男女共同参画の視点に立った災害対策
①ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発の推進	No.18 ワーク・ライフ・バランスに関する広報・啓発 No.19 育児・介護休業を取得しやすい環境づくり No.20 男性の家事・育児・介護への参加促進
②仕事と子育て・介護の両立のための基盤整備	No.21 多様な保育および子育て支援の実施 No.22 家族介護者の支援
③役場における仕事と家事・子育て・介護の両立支援	No.23 役場における啓発・両立支援
①就労の場における男女の均等な機会と待遇確保の推進	No.24 均等な機会や待遇の確保に向けた啓発の推進 No.25 労働者への学習機会の提供
②就労および再就職に関する支援	No.26 就労に関する相談支援 No.27 就職フェアの開催および求人情報の提供 No.28 女性の就労や再就職に関する情報提供
③多様な働き方への支援	No.29 パートタイム労働者への支援 No.30 自営業などにおける従業員への支援
④職場におけるハラスメントの防止と心身の健康保持	No.31 職場におけるハラスメントの防止 No.32 職場における心身の健康の保持
①DVを許さない社会づくり	No.33 広報啓発活動の推進 No.34 デートDVに関する啓発
②安心して相談できる体制づくりと被害者の安全確保	No.35 相談窓口の周知・充実 No.36 庁内連携による一貫した被害者支援対策 No.37 庁外機関との連携による通報および被害者保護対策の推進
③被害者の自立支援	No.38 自立支援の推進 No.39 子どもの安全確保と心のケア
①男女間の暴力の防止に向けた取組	No.40 性犯罪やストーカー行為など男女間の暴力の防止に向けた取組
②親子間の暴力の防止に向けた取組	No.41 児童虐待の防止に向けた取組 No.42 高齢者虐待の防止に向けた取組
①妊娠や出産などに関する健康と権利についての啓発	No.43 妊娠や出産などに関する女性の権利の理解促進 No.44 学校における性教育の推進
②ライフステージに応じた心身の健康づくり	No.45 障害を通じた心身の健康づくり支援 No.46 妊娠・出産時における健康支援 No.47 学校における健康教育の推進
①高齢者、障害者の自立支援と社会参加の促進	No.48 高齢者に対する保健福祉事業と介護保険事業の推進 No.49 高齢者の社会参加と生きがいづくり支援 No.50 介護に関する意識啓発および支援 No.51 障害者の自立および社会参加に対する支援
②ひとり親家庭への自立支援	No.52 ひとり親家庭の自立支援
③外国人が暮らしやすい環境づくり	No.53 外国人への情報提供の充実

男女共同参画に関する施策の実施状況

凡例	担当課は 令和5年度現在担当課 0内は令和4年度担当課
----	-----------------------------------

基本施策 1 すべての世代における男女共同参画の理解の促進

施策の方向		1. 誰もが共感できる啓発の推進		
施策の展開		1男女共同参画の意識づくり		
No.	具体的施策	令和4年度の実施状況	取組に対する評価と課題・今後の方向性	担当課
1	男女共同参画に関する調査研究および情報提供	広報誌、ホームページ、SNSにおいて、講座や男女共同参画に関する情報を掲載した。 人権文化センター及びふれあいセンター1階「男女共同参画インフォメーション」にチラシ等を配架し、各種情報提供を行った。	引き続き同様の取組を行い、男女共同参画に関するあらゆる情報を周知する。デジタル化の推進に合わせ、各種デジタル媒体も積極的に活用する。	人権文化センター
2	男女共同参画推進のための啓発の推進	男女共同参画を推進するため、資料3「男女共同参画講座実施状況」のとおり、各種講座を実施した。なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、動画配信を積極的に活用した。	対面講演の減少により、効果検証が難しい面があるが、再生回数が多く、対面講演では達成できない広い啓発効果を得ることができた。引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、工夫して実施を進める。	人権文化センター
		各種強化週間・月間に広報記事掲載・SNS記事配信・ホームページ掲載・ポスター展示・関連図書の集約展示等を実施し、啓発を行った。その他の啓発を行ったものは以下に追記。 ①若年層の性暴力被害予防月間(4月) ②男女共同参画週間(6月23日～29日) 女性相談実施時間を夜間へ時間変更 ③OSAKA女性活躍推進月間(9月) ④女性に対する暴力をなくす運動(11月12日～25日) パープルリボンリリース展示・人権文化センター玄関をパープルの布で飾り付け・職員のパープルリボン着用推進・女性相談実施時間を夜間へ時間変更 ⑤女性の人権ホットライン強化週間(11月12日～18日)	今後とも、男女共同参画に関連した各種強化期間においては、通常の広報啓発手段とは異なる手段でアピールする。ポスター等を掲出する際も、興味を持っていただけるよう、ポスター掲出のみならず、図書の集約展示やリボンリリースなどを活用し、効果的な啓発となるように努める。	人権文化センター
		性の多様性への配慮のため、印鑑証明書やその交付に係る申請書等の記載事項から性別に関する事項を削除している。	今後も様式を定める際は、性の多様性に配慮して様式を定めるよう努める。	住民課
施策の展開		2男女共同参画に関する苦情等申出制度の周知および相談支援		
No.	具体的施策	令和4年度の実施状況	取組に対する評価と課題・今後の方向性	担当課
3	男女共同参画に関する苦情等申出制度の周知	町ホームページを通じ、苦情等申出制度について周知した。	引き続き同様の取組を行い、苦情等申出制度について周知を行う。	人権文化センター
4	男女共同参画に関する相談の実施	あらゆる女性の悩みに関して相談を受けるため相談業務を実施した。夜間相談や保育付き相談を実施するなど充実を図った。 ・女性相談 【日時】毎月第2水曜日・第4火曜日 午後1時～5時 【件数】51件 ・夜間相談 【日時】8月28日・9月27日・11月22日・3月28日 午後5時～午後7時 ・保育付き相談 【日時】5月24日・8月23日・12月27日・2月28日	相談件数はほぼ倍増となった。継続相談ケースもあり、今後も同様に実施する。女性相談の周知については、今後も広報誌、ホームページ、SNS等を活用し広く周知を図る。今後も引き続き、夜間や保育付き相談を実施し、色々な方が相談しやすい体制を整える。	人権文化センター
		法務省の女性の人権ホットラインや大阪府の女性相談センター、性暴力被害者救援センター等の相談窓口について、広報誌、ホームページ、SNSで周知した。	各種相談機関について、広報誌等で周知する。	人権文化センター
		人権相談及び総合生活相談において、性別を理由とする差別も含む、さまざまな悩みの相談に対応した。 ・人権相談 【件数】102件 ・総合生活相談 【件数】19件		

施策の方向 2. 子どもの頃からの男女共同参画の理解促進				
施策の展開 1学校教育、就学前教育・保育における男女共同参画の推進				
No.	具体的施策	令和4年度の実施状況	取組に対する評価と課題・今後の方向性	担当課
5	男女共同参画の視点に立った教育や保育の推進	小中一貫教育の視点に立った系統性、連続性のある教育(人権尊重や男女平等など)を推進した。	カリキュラム・マネジメントの視点を踏まえ、人権及び男女共同参画について理解を深めることができるよう、子どもたちの発達段階に応じた内容の授業を行い、自分の大切さとともに、他の人の大切さを認めることができるように推進する。教職員を対象に性的マイノリティに関する研修を実施する予定である。	教育推進課
		保育所・幼稚園において、個人の個性や能力を尊重した保育を提供した。	令和5年度以降についても、男女共同参画に関する研修の積極的な参加に努めるとともに、ジェンダーに捉われない男女共同参画の視点にたった保育を行う。	子育て支援課
6	男女共同参画の視点に立った職業観の育成	中学生ではキャリア教育を二学期中心に実施し、性別による固定的な考え方にとらわれない職業観や勤労観等を育成した。小学校でも社会見学や出前授業をととして、将来の職業観を醸成した。	性別による固定的な考え方にとらわれない職業観や勤労観等を育成するためのキャリア教育を実施する。令和5年度からは、職場体験を地域等と連携しながら行う職業学習に切り替えて実施していく。	教育推進課
施策の展開 2家庭教育における男女共同参画の推進				
No.	具体的施策	令和4年度の実施状況	取組に対する評価と課題・今後の方向性	担当課
7	男女共同参画の視点に立った家庭教育への支援	広報誌や啓発講座を通じて、男女共同参画の視点に立った家庭教育のあり方について啓発を行った。	引き続き、広報誌や啓発講座を通じて、男女共同参画の視点に立った家庭教育のあり方について啓発を図るとともに、男女共同参画講座を通して家庭における固定的性別役割分担意識の解消について啓発する。	人権文化センター

施策の方向 3. 情報の活用・発信などにおける人権の尊重				
施策の展開 1メディアを適切に活用する能力の向上支援				
No.	具体的施策	令和4年度の実施状況	取組に対する評価と課題・今後の方向性	担当課
8	情報技術に関する学習機会の充実	難易度別に3段階に分けてパソコン教室(連続6回講座)を実施した。 開催回数:3コース×6回 のべ参加者数:96人	パソコン講座は毎年定員を上回る申込があることから、今後も需要を見極めながら実施する。	人権文化センター
		インターネットに係る人権を題材に人権擁護委員による人権教室を実施した。 教材:自分の胸に手を当てて 大阪府母子寡婦福祉連合会主催のパソコン講座など、ひとり親家庭の親を対象とした講習会を広報掲載した。	当面の間、同内容で実施する。 今後も広報掲載するとともに、母子・父子自立支援相談員からも情報提供を行っていくよう努める。	人権文化センター 福祉推進課
9	学校における情報教育	小中学校において、様々な情報モラルに関する指導をした。	情報の分野については毎年知識が更新されていくため、引き続き、町教育研究会GIGAスクール担当者会を中心に研究を行い、小中学校における情報モラルの授業に反映し、児童生徒に情報社会における正しい判断や望ましい対応、危険回避に関する知識を伝える。	教育推進課
施策の展開 2性非行防止と環境浄化の推進				
No.	具体的施策	令和4年度の実施状況	取組に対する評価と課題・今後の方向性	担当課
10	性非行防止と環境浄化の推進	青少年指導員協議会において、青少年が心身ともに健全に成長するとともに、青少年非行防止を目的とした活動を実施した。 定例会:毎月1回開催 パトロール及び啓発活動:随時実施(令和4年度は島本夏まつり夜間パトロール、夏期・秋期夜間パトロールを実施) 青少年健全育成大会を所管 いきいき・ふれあい教育事業実行委員会、「こども110番の家」運動等に参画	本年度も昨年度に引き続き、島本夏まつり夜間パトロールを実施予定。但し、従来、夏期と秋期に実施していた夜間パトロールは、本年度は夏期のみ実施予定。 また、昨年度は、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種会場の関係により、青少年健全育成大会を人権文化センターで実施したが、本年度はふれあいセンターにて実施予定。 今後も青少年指導員協議会等の活動やいきいき・ふれあい教育事業実行委員会、「こども110番の家」運動等を推進し、青少年の健全な育成に取り組む。	生涯学習課
		令和4年度はピンク看板に該当するものはなかったが、不法屋外広告物等の撤去を実施し、環境の整備に努めた。	引き続きピンク看板を含む不法屋外広告物等の撤去を実施する。	環境課
11	青少年をインターネット上の有害情報にアクセスさせないための取組の推進	携帯電話会社が主催するオンラインセミナーを利用し、生徒に携帯電話の制限やフィルタリングサービスの利用、有害情報等について注意喚起した。	文部科学省や府の作成した教材等を用い、児童生徒に対する情報モラルの教育を推進するとともに、保護者に対してもフィルタリングサービスやスマホ等の使用に関する啓発をお便り等で実施する。また、児童会や生徒会と連携した取組を推進する。	教育推進課
施策の展開 3町の情報発信における男女共同参画の視点の反映				
No.	具体的施策	令和4年度の実施状況	取組に対する評価と課題・今後の方向性	担当課
12	町が提供する情報、刊行物の点検	性別に基づく固定観念に捉われず、男女の多様なイメージを社会に浸透させるため、広報しまもと・町ホームページを作成する際に、男女共同参画の視点に立った表現に留意した。	大きな課題は見受けられなかったため、今後に関しても男女共同参画の視点に立ち、広報誌等の作成に努める。	政策企画課 (コミュニティ推進課)

基本施策 2 あらゆる分野における男女の活躍推進《女性活躍推進計画》

施策の方向 1. 政策・方針決定過程への女性の参画促進				
施策の展開 1審議会などへの女性の参画の促進				
No.	具体的施策	令和4年度の実施状況	取組に対する評価と課題・今後の方向性	担当課
13	審議会などへの女性の参画の促進	各審議会等委員の女性委員比率(40%以上60%未満)の目標達成に向けて、4月に各課長宛に審議会等における女性の登用促進について通知した。また、目標数値に達していない審議会等の所管課に対し、ヒアリングを行うとともに、登用促進方法を例示し、女性の登用について働きかけた。	引き続き、目標数値に達していない課に対しては登用が伸び悩む事情の確認を行う。また、通知および情報提供をとおして女性の登用について働きかける。	(登用促進) 全庁 (周知啓発) 人権文化センター
施策の展開 2役場における女性の登用の促進				
No.	具体的施策	令和4年度の実施状況	取組に対する評価と課題・今後の方向性	担当課
14	役場における女性の登用の促進	女性管理職登用促進のため、管理職への登用においては、男女の区別なく個人の能力により処遇し、適材適所の登用に努めた。 また、採用においては、性別にかかわらず人物本位の選考により、有為な人材の確保に努めた。 資料2 女性職員の割合を参照	次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく「島本町特定事業主行動計画」を改定。目標年次(令和7年度)に向け、引き続き同左の取組等を行い、意欲と能力のある女性職員の登用及びキャリア形成支援に努める。	人事課
		女性職員のキャリア形成を支援するため、次のとおり取り組んだ。 ・おおさか市町村職員研修研究センター(マッセOSAKA)のキャリア形成支援に関する研修に職員を派遣した。 【派遣職員数】3名 ・知識・経験を蓄積した女性職員の出産・育児・介護等による離職を防ぐため、育児休業等の取得を促進するなど、両立支援に努めた。	同上	人事課
		過去の改修工事実施により、女性用更衣室、宿直室、仮眠室、浴室、トイレ等を設置し、女性消防吏員が24時間の隔日勤務に従事できる環境を備えている。	今後も、消防吏員が性別に関わりなく勤務できる環境整備に努める。	消防本部
施策の方向 2. 地域活動への支援				
施策の展開 1地域活動への支援				
No.	具体的施策	令和4年度の実施状況	取組に対する評価と課題・今後の方向性	担当課
15	女性交流室の充実と活用の促進	女性交流室は令和元年7月末をもって閉鎖した。人権文化センターを男女共同参画に関する学習・交流活動を支援する場として活用した。	今後も、人権文化センターを男女共同参画に関する学習・交流活動を支援する場として活用する。	人権文化センター
16	地域活動の支援	自治会に対し運営補助金の交付や物品の貸出を行い、性別にかかわらず主体的に地域で活動できる自治会の活動を支援した。	性別にかかわらず主体的に地域で活動できる自治会の活動を支援する。	政策企画課 (コミュニティ推進課)
施策の展開 2防災における男女共同参画				
No.	具体的施策	令和4年度の実施状況	取組に対する評価と課題・今後の方向性	担当課
17	男女共同参画の視点に立った災害対策	防災対策に広く女性の意見を取り入れるため、防災会議への女性委員の登用促進をした。	引き続き、委員選出依頼時に女性委員の推薦を促し、女性の登用を促進する。	危機管理課
		液体ミルクやプライバシーを確保できる更衣室テント、災害用仮設トイレに設置するサニタリーボックスを備蓄し、男女共同参画の視点に配慮した防災対策を行った。	必要物資の備蓄にあたっては、実際の使用時も考慮した備蓄を行うよう男女共同参画の視点を踏まえた災害対策を引き続き実施する。	危機管理課
		人権文化センターが実施する女性の視点に立った防災教室で島本町の備蓄品等について説明した。	防犯出前講座などで女性の視点に立った町の備蓄や、各自で用意が必要な防災グッズを紹介する。	危機管理課
施策の方向 3. 仕事と家事・子育て・介護の両立支援				
施策の展開 1ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発の推進				
No.	具体的施策	令和4年度の実施状況	取組に対する評価と課題・今後の方向性	担当課
18	ワーク・ライフ・バランスに関する広報・啓発	男女共同参画講座内でワーク・ライフ・バランスについて周知した。(開催した講座は資料3参照)	今後も、ワーク・ライフ・バランスについて講座や広報誌等をおして啓発を行う。	人権文化センター
		近隣自治体と合同でワークルールセミナーを開催し、ワーク・ライフ・バランスについて啓発した。	今年度についても近隣自治体と合同でワークルールセミナーを開催し、ワーク・ライフ・バランスについて継続した啓発を行う。	にぎわい創造課
19	育児・介護休業を取得しやすい環境づくり	茨木公共職業安定所等や島本町企業内人権啓発推進連絡会との連携により、事業所対象の研修や啓発を実施した。また、茨木公共職業安定所から送付される資料等を人権文化センター及びふれあいセンターのインフォメーションに設置し、周知した。	今後も、茨木公共職業安定所や島本町企業内人権啓発推進連絡会と連携し、研修や啓発を行う。また、茨木公共職業安定所等から送付される資料等を人権文化センター及びふれあいセンターのインフォメーションに設置し、周知する。	人権文化センター
		近隣自治体と合同でワークルールセミナーを開催し、育児・介護休業を取得しやすい環境づくりについて啓発した。	今年度も近隣自治体と合同でワークルールセミナーを開催し、育児・介護休業を取得しやすい環境づくりについて継続した啓発を行う。	にぎわい創造課

20	男性の家事・育児・介護への参加促進	男女共同参画を推進するため、資料3「男女共同参画講座実施状況」のとおり、各種講座を実施した。	今後も、講座や広報誌を通して啓発を行う。	人権文化センター
		大人のための初めての料理教室実施を検討していたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため実施見送った。	コロナ禍の長期化によりSNSや動画等の配信、利用が多方面で進み、多様な料理動画等の配信も多くみられる。これにより誰もが個々の好みやニーズに合わせて自由に講師や内容を選択することができる状況にあるため、令和5年度から廃止とした。	すこやか推進課 (いきいき健康課)
		男性の育児参加を促進するため、パパママクラスを実施した。 【実施回数】5回 【受講者数】延べ59人(男性)	土・日曜日ともに夫婦での参加が多く、男性の育児参加の促進につながっている。今後はコロナ禍以前に実施していた妊婦体験を実施することで、更に父の育児参加の促進に努める。	すこやか推進課 (いきいき健康課)
		育児参加に関する図書の貸し出しを保育所において実施し、男性保護者の育児参加に関する意識を促進した。 また、保育士が男性の育児参加について学ぶ研修を実施した。	保育士研修等において男性の育児参加について学ぶ機会を設けることで、職員自身の知識と理解を深め、男性保護者による育児参加の促進に生かす。	子育て支援課
施策の展開		2仕事と子育て・介護の両立のための基盤整備		
No.	具体的施策	令和4年度の実施状況	取組に対する評価と課題・今後の方向性	担当課
21	多様な保育および子育て支援の実施	「第二期島本町子ども・子育て支援事業計画」(令和2年3月策定)に基づき、「すべての子どもが主体的な存在として尊重され、いきいきと育成される社会の形成」を基本理念とし、各種の子育て支援事業を計画的に推進した。	計画に基づき各種の子育て支援事業を実施・推進した。 今後も、当該計画に基づき各種の子育て支援事業を計画的に推進していく。	子育て支援課
		保育士を確保するため、町ホームページ、広報及びハローワークを通じて募集を行った。	欠員が生じている保育所保育士及び延長保育士について、引き続き町ホームページ、広報等を通じて募集を行う。	子育て支援課
		多様な保育ニーズに対応するため、病児保育事業、一時預かり事業及び休日一時預かり事業を実施した。 【事業名】病児保育事業 【利用児童数】延べ25人 【事業名】一時預かり事業 【利用児童数】延べ1,753人 【事業名】休日一時預かり事業 【利用児童数】延べ3人	多様な保育ニーズに対応するため、昨年度と同様に病児保育事業及び一時預かり事業を実施する。また、休日一時預かり事業については、ニーズに応じて実施する。	子育て支援課
		町立幼稚園において保護者の就労等により長時間の保育が必要な園児を対象に保育を行った。 【事業名】預かり保育 【利用児童数】延べ2,934人(就労支援型を含む。) 【事業名】就労支援型幼稚園 【利用児童数】13人(令和5年3月末時点)	保護者の就労等により保育が必要な園児を対象に、引き続き預かり保育を実施する。	子育て支援課
		離乳食や遊びのことなど、保護者が日頃疑問に感じていることを管理栄養士・保健師・保育士に相談できる場を提供した。 【事業名】赤ちゃん教室「離乳食のすすめ方」 【参加者数】延べ26人	保護者からの具体的な相談に応える場を提供できた。 また外出を控えている親子が多く、保護者同士の接点が減少している中で、親子交流の場を提供することができた。 引き続き、感染症対策に留意し、事業を実施する。	子育て支援課
		子育て家庭の孤立防止や不安感などの軽減を図るため、地域子育て支援拠点事業に対し、補助を行った。 【事業名】山崎保育園 地域子育て支援センター 【参加者数】保護者延べ614人 子ども延べ711人 【事業名】つどいの広場(ぱんだのいえ) 【参加者数】保護者延べ2,189人 子ども延べ2,572人 【事業名】しまもと子育て支援センターひまわり 【参加者数】保護者延べ1,536人 子ども延べ1,751人 【事業名】認定こども園ゆいの詩 地域子育て支援センター 【参加者数】保護者延べ366人 子ども延べ366人 【事業名】休日園庭開放 【参加者数】保護者延べ 81人 子ども延べ 94人	子育て中の親子が気軽に集い、遊びを通じて参加者同士の交流を図る場の提供ができた。引き続き親子交流の場の提供と育児不安解消に努める。	子育て支援課
		ファミリー・サポート・センター事業を実施した。 【会員数】314人(依頼会員 265人、提供会員 36人、両方会員 13人) 【利用件数】918件	地域での相互援助活動のため、ファミリー・サポート・センター事業を実施した。依頼会員の多様なニーズに対応するため、提供会員を増員するよう、引き続き広報等により会員募集を行う。	子育て支援課

		専任保育士による育児相談を実施した。 【事業名】電話子育て相談 【件数】0件 【事業名】山崎保育園地域子育て支援センター育児相談 【件数】4件 【事業名】しまもと子育て支援センターひまわりの育児・発達相談 【件数】166件 【事業名】認定こども園ゆいの詩地域子育て支援センターの育児相談 【件数】0件	子育てに関する悩みや発達相談など、専任の保育士による相談を実施した。引き続き、育児に関する様々な悩み相談を実施する。	子育て支援課
		町内の小学校で学童保育室を運営し、児童の受入れを行った。 【入室児童数】567人(R5.4.1現在)	常態的な就労等の理由で保護者が家庭で監護できない小学生児童を預かり、児童の安全と健全育成並びに保護者の仕事と子育ての両立を支援していく。	教育総務課
		生後4か月までの乳児と家族に対して、保健師・助産師等が訪問し、計測、育児・母乳・予防接種相談等に対応した。また、母親の精神面の状況を確認し、必要なサービス等につないだ。併せて、島本出合いの絵本事業として、絵本を1冊プレゼントした。 【事業名】こんにちは赤ちゃん訪問(乳児家庭全戸訪問事業) 【訪問実人数】242人	育児に関する相談を受ける等子育て家庭を支援するため、引き続き同左の事業を実施する。	すこやか推進課 (いきいき健康課)
22	家族介護者の支援	島本町地域包括支援センターを中心に、介護に携わる家族からの悩みや心配事などの相談への対応、サービスの紹介等を行なった。 【相談件数】延べ1,222件	高齢者の総合相談窓口である島本町地域包括支援センターと連携しながら、介護にかかわる家族の相談へ対応し支援していく。	高齢介護課 (いきいき健康課)
施策の展開 3役場における仕事と家事・子育て・介護の両立支援				
No.	具体的施策	令和4年度の実施状況	取組に対する評価と課題・今後の方向性	担当課
23	役場における啓発・両立支援	「島本町特定事業主行動計画」を改定。性別にかかわらず家事・育児・介護に携わることができるよう働き方の見直しを進めるとともに、育児・介護休業を取得しやすい職場環境づくりに努めた。 【時間外勤務の縮減】 「時間外勤務の適正化方針」に基づき、定時退庁日の推進などにより、その縮減に努めた。(月平均時間数:10時間) 【休暇取得促進】 年次有給休暇の計画的な取得などに努めた。(年間平均取得日数:13日6時間) 【仕事と育児の両立に向けての職場環境づくり】 各職場での相互応援、人事管理上の配慮などに努めた。 また、条例改正により、会計年度任用職員の育児休業取得要件を緩和した。	「島本町特定事業主行動計画」の目標年次(令和7年度)に向け、引き続き同左の取組等を行い、働き方の見直し及び両立支援に努める。	人事課
		男性の育児休業に対する職場の理解を深め、取得しやすい雰囲気の醸成を図るとともに、周知に努めた。 【男性職員の育児休業の取得率】63% 【男性職員の配偶者出産休暇の取得率】100% 【男性職員の育児参加休暇の取得率】88%	同上(引き続き、各制度の取得率向上を目指す。)	人事課
		イクボスの育成に向け、日常の業務を通じ啓発に努めた。	同上	人事課

施策の方向 4. 働きやすい環境づくりの推進				
施策の展開 1就労場における男女の均等な機会と待遇確保の推進				
No.	具体的施策	令和4年度の実施状況	取組に対する評価と課題・今後の方向性	担当課
24	均等な機会や待遇の確保に向けた啓発の推進	茨木公共職業安定所等や島本町企業内人権啓発推進連絡会との連携により、事業所対象の研修や啓発を実施した。また、茨木公共職業安定所から送付される資料等を人権文化センター及びふれあいセンターのインフォメーションに設置し、周知した。 【再掲 施策No.19】 近隣自治体と合同でワークルールセミナーを開催し、均等な機会や待遇の確保について啓発した。	今後も、茨木公共職業安定所や島本町企業内人権啓発推進連絡会と連携し、研修や啓発を行う。また、茨木公共職業安定所等から送付される資料等を人権文化センター及びふれあいセンターのインフォメーションに設置し、周知する。 今年度も近隣自治体と合同でワークルールセミナーを開催し、均等な機会や待遇の確保について継続した啓発を行う。	人権文化センター にぎわい創造課
25	労働者への学習機会の提供	近隣自治体と合同でワークルールセミナーを開催し、労働者への学習機会を提供した。	近隣自治体と合同でワークルールセミナーを開催し、労働者への学習機会を提供する。	にぎわい創造課
施策の展開 2就労および再就職に関する支援				
No.	具体的施策	令和4年度の実施状況	取組に対する評価と課題・今後の方向性	担当課
26	就労に関する相談支援	地域就労支援相談により、就職困難者等への支援をした。 女性相談において、女性の就労に関する相談に対応した。	今年度も地域就労支援相談により、就職困難者等への支援を行う。 女性相談において女性の様々な相談に対応している。就労に関係する相談のケースもあるため、引き続き対応する。	にぎわい創造課 人権文化センター
27	就職フェアの開催および求人情報の提供	近隣自治体と合同で就職フェアの開催、及びハローワークなどの関係機関との連携により三市一町合同就職フェアを開催した他、求人情報を提供した。	継続的な取り組みが必要であるため、今年度も近隣自治体と合同で就職フェアの開催、及びハローワークなどの関係機関との連携により三市一町合同就職フェアを開催する他、求人情報を提供する。	にぎわい創造課
28	女性の就労や再就職に関する情報提供	職業訓練校が開設する講習会の案内等、女性の就労や能力開発に関する情報を提供した。	継続した取り組みが必要であるため、今年度も職業訓練校が開設する講習会の案内等、女性の就労や能力開発に関する情報を提供する。	にぎわい創造課
施策の展開 3多様な働き方への支援				
No.	具体的施策	令和4年度の実施状況	取組に対する評価と課題・今後の方向性	担当課
29	パートタイム労働者の支援	大阪府総合労働事務所等関係機関との連携、紹介による日常的な相談への対応をした。 女性相談において、女性の就労に関する相談に対応した。 【再掲 施策No.26】	今年度も大阪府総合労働事務所等関係機関との連携、紹介による日常的な相談への対応を行う。 女性相談において女性の様々な相談に対応している。就労に関係する相談のケースもあるため、引き続き対応する。	にぎわい創造課 人権文化センター
30	自営業などにおける従業員への支援	中小企業事業資金融資制度を実施した。 大阪府総合労働事務所など関係機関との連携による、経営技術の取得・能力向上促進のための講座や相談事業などの情報を提供した。 女性相談において、女性の就労に関する相談に対応した。 【再掲 施策No.26】	必要に応じ、中小企業事業資金融資制度の実施を検討する。 大阪府総合労働事務所など関係機関との連携による、経営技術の取得・能力向上促進のための講座や相談事業などの情報を提供する。 女性相談において女性の様々な相談に対応している。就労に関係する相談のケースもあるため、引き続き対応する。	にぎわい創造課 人権文化センター
施策の展開 4職場におけるハラスメントの防止と心身の健康保持				
No.	具体的施策	令和4年度の実施状況	取組に対する評価と課題・今後の方向性	担当課
31	職場におけるハラスメントの防止	広報等をととして、ハラスメントに関する相談窓口等の周知をした。 茨木公共職業安定所等や島本町企業内人権啓発推進連絡会との連携により、事業所対象の研修や啓発を実施した。また、茨木公共職業安定所から送付される資料等を人権文化センター及びふれあいセンターのインフォメーションに設置し、周知した。 【再掲 施策No.19】 役場において、ハラスメント防止対策を推進し、相談支援や啓発・研修に努めた。	女性相談や人権擁護委員による相談窓口、関係機関で実施される相談窓口について、広報誌、ホームページ、SNS等を活用し情報発信を積極的に行う。 今後も、茨木公共職業安定所や島本町企業内人権啓発推進連絡会と連携し、研修や啓発を行う。また、茨木公共職業安定所等から送付される資料等を人権文化センター及びふれあいセンターのインフォメーションに設置し、周知する。 引き続き、同左の取組等によりハラスメントの防止に努める。	人権文化センター 人権文化センター 人事課
32	職場における心身の健康保持	広報等を通じ、関係機関で実施されるメンタルヘルスに関する相談窓口及びセミナー等を周知した。 島本町企業内人権啓発推進連絡会を通じ、事業所に啓発資料等を提供した。 産業医や衛生管理者と連携を密にし、健康相談の充実など職員の健康保持増進に努めた。 各種の健康診断、ストレスチェック及び健康相談を実施した。	広報等を通じ、関係機関で実施されるメンタルヘルスに関する相談窓口及びセミナー等を周知する。 島本町企業内人権啓発推進連絡会を通じ、事業所に対して啓発を行う。 引き続き、同左の事業を行い、職員の健康保持増進に努める。	にぎわい創造課 人権文化センター 人事課

基本施策 3 暴力への対策の推進

施策の方向 1. DVの防止と被害者保護の推進《DV対策基本計画》				
施策の展開 1DVを許さない社会づくり				
No.	具体的施策	令和4年度の実施状況	取組に対する評価と課題・今後の方向性	担当課
33	広報啓発活動の推進	女性に対する暴力をなくす運動(11月12日～25日)に、広報記事掲載・ポスター掲出・パープルリボンリース展示・相談機関のポスター等展示・職員によるパープルリボン着用促進・女性相談実施時間を夜間へ時間変更などを行った。【再掲 施策No.2】	多様な啓発方法により、引き続き注意を引くことのできるよう、啓発活動を推進する。	人権文化センター
34	デートDVに関する啓発	啓発冊子「なくそう、デートDV 2人のステキな関係～あなたとあなたの大切なひとのために～」を成人祭等において配布した。	引き続き、啓発冊子等の配布を行い、若年層に向けた啓発を行う。	人権文化センター
施策の展開 2安心して相談できる体制づくりと被害者の安全確保				
No.	具体的施策	令和4年度の実施状況	取組に対する評価と課題・今後の方向性	担当課
35	相談窓口の周知・充実	DVに関する相談に対応するとともに、被害者支援のための情報を提供した。 【相談件数】199件(町役場関係部署合計)	今後も各関係部署と連携し、引き続き情報提供に努める。	福祉推進課
		広報誌・SNSなどを通じて、相談窓口を周知した。	相談窓口が活用されるよう、引き続き周知を図る。デジタル化の推進に合わせ、各種デジタル媒体も積極的に活用する。	人権文化センター
36	庁内連携による一貫した被害者支援対策	町内外の関係機関と連携し、緊急時の安全確保、避難後の自立支援等を実施した。	関係機関との連携を強化し、緊急時に迅速に手続きを進めることができるように努める。	福祉推進課
37	庁外機関との連携による通報および被害者保護対策の推進	会議や研修等を通じて関係機関との連携を強化するとともに、関係職員の資質向上を図った。	大阪府などが主催する研修に積極的に参加し、職員の資質向上に努める。	福祉推進課
施策の展開 3被害者の自立支援				
No.	具体的施策	令和4年度の実施状況	取組に対する評価と課題・今後の方向性	担当課
38	自立支援の推進	町内外の関係機関と連携し、緊急時の安全確保、避難後の自立支援等を実施した。【再掲 施策No.36】	関係機関との連携を強化し、緊急時に迅速に手続きを進めることができるように努める。	福祉推進課
		相談支援、就労支援資格取得助成、貸付、母子生活支援施設の入所措置など、ひとり親家庭等の自立支援事業を実施した。	母子・父子自立支援員による相談支援や必要な支援を講じ、ひとり親家庭等の自立支援事業の実施に努める。	福祉推進課
39	子どもの安全確保と心のケア	島本町要保護児童対策地域協議会及び家庭児童相談員による個々の子どもや家庭に応じた援助を実施した。	家庭児童相談員による養育支援訪問や個別面談等により、子どもや家庭に応じた援助を実施した。引き続き、関係機関と連携の上、個別の実情に応じた支援の実施に努める。	子育て支援課
施策の方向 2. 男女や親子などにおける暴力の防止				
施策の展開 1男女間の暴力の防止に向けた取組				
No.	具体的施策	令和4年度の実施状況	取組に対する評価と課題・今後の方向性	担当課
40	性犯罪やストーカー行為など男女間の暴力の防止に向けた取組	若年層の性暴力被害予防月間(4月)に、広報記事掲載・ホームページ公開・ポスター掲出を行った。 女性に対する暴力をなくす運動(11月12日～25日)に、広報記事掲載・ポスター掲出・パープルリボンリース展示・人権文化センター玄関をパープルの布で飾り付け・職員のパープルリボン着用推進・女性相談実施時間を夜間へ時間変更などを行った。【再掲 施策No.2】	引き続き啓発を行う。デジタル化の推進に合わせ、各種デジタル媒体も積極的に活用する。 被害にあった場合の相談窓口について、平成30年度に作成した啓発冊子に掲載しており、引き続き配布を行う。	人権文化センター
		犯罪を防止するため、防犯灯の設置や修理等を行った。	犯罪防止のため、防犯灯の増設および修理等を引き続き実施し、環境整備を進める。秋の全国地域安全運動期間に街頭啓発を行い、特殊詐欺被害やひったくり被害防止を啓発する。	危機管理室
		しまもとタウンメールで不審者情報などを発信した。	今後についても事案発生時において、不審者情報などを正しく・早い発信に努めていく。	政策企画課 (コミュニティ推進課)
施策の展開 2親子間の暴力の防止に向けた取組				
No.	具体的施策	令和4年度の実施状況	取組に対する評価と課題・今後の方向性	担当課
41	児童虐待の防止に向けた取組	子育て支援課に家庭児童相談員3名及び社会福祉士1名を配置し、児童虐待に対応できる職員体制を整えている。	島本町要保護児童対策地域協議会において、実務担当者会議により、要保護児童への支援方針の確認等を行い、虐待防止に努めた。引き続き、関係機関と連携の下、虐待防止対策の推進に努める。	子育て支援課
		資料等を活用しながら子どものエンパワメントを高めるプログラムを実施した。	対人スキル・トレーニング(コグトレ)においてスモールステップによる成功体験を積ませることで、課題克服へのエンパワメントに引き続き取り組む。	教育推進課
		男女共同参画講座を実施し、適切な子どもへの接し方について啓発を図った。 ・思春期の子どもとの向き合い方講座	男女共同参画講座を活用し、引き続き啓発を図る。	人権文化センター
42	高齢者虐待の防止に向けた取組	島本町地域包括支援センターと連携し、高齢者虐待に関する相談への対応や支援を行うとともに、高齢者虐待の防止対策について検討した。	島本町地域包括支援センターと連携しながら、高齢者の虐待防止や高齢者虐待の相談窓口の住民への周知に取り組む。また、必要に応じて様々な関係機関と連携し、より包括的な支援を行える体制づくりに引き続き努める。	高齢介護課 (いきいき健康課)

基本施策 4 生涯を通じて安心して健やかに暮らせるための支援

施策の方向 1. 性の尊重と健康づくりの支援				
施策の展開 1 妊娠や出産などに関する健康と権利についての啓発				
No.	具体的施策	令和4年度の実施状況	取組に対する評価と課題・今後の方向性	担当課
43	妊娠や出産などに関する女性の権利の理解促進	茨木公共職業安定所や島本町企業内人権啓発推進連絡会との連携により、事業所を対象とした研修や啓発を行った。	引き続き、男女共同参画講座や広報等を通じて啓発を行うとともに、関係機関と連携し、事業所等への働きかけを行う。	人権文化センター
44	学校における性教育の推進	学習指導要領の「体育科」及び「保健体育科」の内容に基づき、児童・生徒の発達段階に応じた適切な性教育を授業で実施した。	カリキュラム・マネジメントの観点から、学習指導要領の内容に基づき、児童・生徒の発達段階に応じた適切な性教育を各授業で実施した。引き続き同様の取組を行う。	教育推進課
施策の展開 2 ライフステージに応じた心身の健康づくり				
No.	具体的施策	令和4年度の実施状況	取組に対する評価と課題・今後の方向性	担当課
45	生涯を通じた心身の健康づくり支援	「健康づくり事業・食育の取り組みにおける基本方針」(平成31年3月策定)に基づき健康づくり及び食育に関する施策を計画的に推進した。 【事業名】健康診査、各種がん検診 【集団実施回数】22回 【個別実施期間】令和4年4月1日～令和5年3月15日 ・新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業として対象者に無料クーポン券を配付(令和4年6月配付) 【事業名】健康相談 【実施回数】41回 【相談者数】延べ704人 【事業名】健康教育 【実施回数】50回 【受講者数】延べ691人	コロナ禍で減っていた集団健診の定員を増やして実施予定。今後も生涯を通じた健康づくりのため、左記の事業を実施する。	すこやか推進課(いきいき健康課)
		心の病や心の健康に対する正しい理解を促進するため、精神保健福祉に関する情報提供を行うとともに、保健所などの関係機関と連携し、相談支援体制の強化を実施した。	保健所など関係機関との会議に参加するなど、連携・相談体制の強化に努める。	福祉推進課
46	妊娠・出産時における健康支援	妊娠・出産期を安心して過ごすことができるよう健康診査、保健指導、相談などの充実を図るとともに、妊娠・出産に関する正しい知識の普及に努めた。 【事業名】妊婦健康診査公費助成 ・14回分の妊婦健康診査受診券を交付(多胎妊婦は14回に5回を加えた回数を上限に交付) 【受診者数】延べ2,866人 【事業名】産婦健康診査公費助成(令和4年10月開始) ・2回分の産婦健康診査受診券を交付 【受診者数】延べ173人 【事業名】パパマママクラス 【実施回数】5回 【受講者数】延べ123人	出産時の健康支援として令和4年10月から産婦健康診査公費助成を開始した。引き続き、妊娠・出産時の支援として、同左の事業を実施する。	すこやか推進課(いきいき健康課)
47	学校における健康教育の推進	児童、生徒の発達段階に応じて、健康に関する正しい知識を身につけさせるため、年間指導計画に基づいて適切な健康教育を実施した。	カリキュラム・マネジメントの観点から、児童、生徒の発達段階に応じた性教育を各授業で行うとともに、喫煙、飲酒及び薬物乱用等に関する非行防止・犯罪防止教室を関係機関と連携して実施する。	教育推進課
施策の方向 2. 高齢者・障害者・ひとり親家庭などの支援				
施策の展開 1 高齢者、障害者の自立支援と社会参加の促進				
No.	具体的施策	令和4年度の実施状況	取組に対する評価と課題・今後の方向性	担当課
48	高齢者に対する保険福祉事業と介護保険事業の推進	令和3年度から令和5年度の3年を計画期間とする「第8期島本町保健福祉計画及び介護保険事業計画」に基づき、基本理念である「高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるまち」の実現に向け、高齢者に対する保健福祉事業と介護保険事業を実施した。	第8期島本町保健福祉計画及び介護保険事業計画に沿って事業を推進するとともに、令和6年度からを計画期間としている第9期島本町保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定に向けて準備を進める。	高齢介護課(いきいき健康課)

49	高齢者の社会参加と生きがいづくり支援	人権文化センターにおいて、高齢者の社会参加と生きがいづくりの機会を提供した。 【事業名】いこいの広場事業 【参加者数】 卓球広場…のべ3,273人 囲碁広場…のべ988人 絵画広場…のべ422人 カラオケ教室…のべ234人 いきいき百歳体操広場…のべ733人	高齢者の生きがいづくりと外出の機会の確保、他者との交流の場となるよう、引き続き事業を実施する。	人権文化センター
		高齢者福祉センター（ふれあいセンター2階）において、次の事業を実施した。 【事業名】高齢者趣味の教室 【延べ参加者数】1,336人 ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、教室によっては活動休止期間あり 【事業名】水中歩行訓練 【延べ利用者数】462人 ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、1日に参加できる人数に制限を設け、密になることがないようにする等感染症拡大防止対策を行った上で実施 ※ふれあいセンターの工事により、令和4年度下半期は事業を中止	コロナ禍による制限やふれあいセンター工事による中止期間などはあるが、ふれあいセンターにおいて、高齢者を対象とした趣味の教室や、水中歩行訓練の事業を開催することで、高齢者の社会参加や、生きがいづくりの場を引き続き提供することができた。今後も、高齢者の社会参加促進のために、当該事業を継続していく。	高齢介護課 （いきいき健康課）
		年長者クラブの活動やボランティア活動の支援を通じ、社会参加や生きがいづくりを支援した。 【事業名】高齢者健康と生きがいづくり推進事業 年長者クラブ連合会に補助し、高齢者を対象とした運動・講座などを実施した。	コロナ禍により事業の一部中止などはあったが、島本町高齢者健康と生きがいづくり推進事業補助金を通じて、年長者クラブが実施する健康づくりに関する取り組み等を支援することができた。今後も、当該補助金を通して、高齢者の健康づくりや生きがいづくりを積極的に支援していく。	高齢介護課 （いきいき健康課）
		シルバー人材センターに対して運用支援し、就業機会の確保に努めた。	シルバー人材センターに対して運用支援し、就業機会の確保に努める。	にぎわい創造課
		対象者を60歳以上に限定し、開催していた「シニア世代学級（旧 年長者学級）」は終了し、今後はより広い世代に対し学習機会を提供できるよう、事業整理を図った。	年長者を対象に生涯学習機会の提供をするため開催してきたが、今後はより広い世代に対し学習機会を提供できるよう、対象者を限定せず幅広いジャンルの講座を開講していく。	生涯学習課
50	介護に関する意識啓発および支援	認知症に関する理解、対応のポイントを通し、介護の意識啓発などを目的とした、講座の開催などに努めた。 【事業名】認知症サポーター養成講座 【実施回数】12回 【参加者数】684人（累計4,573人参加） 島本町地域包括支援センターを中心に、介護に関する相談を受け支援を行った。 【総合相談件数】延べ1,222件【再掲】	認知症サポーター養成講座は、認知症理解促進のためには必須の事業であることから、今後も引き続き、講座を実施することで広く住民の意識啓発に努めていく。 また、介護に関する支援として、島本町地域包括支援センターを中心に関係機関と連携しながら、介護に関する相談対応と支援を今後も継続していく。	高齢介護課 （いきいき健康課）
		51	障害者の自立および社会参加に対する支援	障害のある人の社会参加を促進するため、人権文化センターの清掃業務を障害者福祉事業所へ業務委託した。また、新型コロナウイルス感染症に対応消毒業務を引き続き業務委託したほか、啓発用品の購入を行った。 【業務委託】 トイレ清掃業務 【委託額】468,720円 館内清掃業務 【委託額】67,270円 新型コロナウイルス感染症対応消毒等業務 【委託額】85,715円 【物品購入】 相談窓口啓発用消耗品みづまろくんキーホルダー180個 【購入額】9,000円
「第3次島本町障害者計画」（平成30年3月策定）及び「第6期島本町障害福祉計画（第2期島本町障害児福祉計画）」に（令和3年3月策定）に基づき、障害者が自立し、尊厳と生きがいを持ち、地域の一員として安心して暮らすことができるまちをめざし「ともにいきるために」を基本理念に、各種施策を計画的に推進した。	「第3次島本町障害者計画」及び「第6期島本町障害福祉計画（第2期島本町障害児福祉計画）」に基づき、障害者施策を計画的に推進する。			福祉推進課
施策の展開				2ひとり親家庭への支援
No.	具体的施策	令和4年度の実施状況	取組に対する評価と課題・今後の方向性	担当課
52	ひとり親家庭の自立支援	「第4期ひとり親家庭等自立促進計画」（令和2年3月策定）に基づき、「ひとり親家庭等が安定して生活し、子どもたちが健やかに育つまち」を基本理念に、ひとり親家庭の自立支援のための取組を計画的に推進した。	「第4期島本町ひとり親家庭等自立促進計画」に基づき、ひとり親家庭に対する各種施策を計画的に推進	福祉推進課
		母子・父子自立支援員による相談事業や情報提供の充実を図った。	電話や窓口での相談に対し、的確かつ迅速な情報提供に努めた。	福祉推進課
		資格取得助成を行い就労支援を行った。	窓口や相談時などに周知・案内に努めていく。	福祉推進課
		経済的支援を実施した。（養育費の確保のための啓発および法律相談事業、高卒程度認定試験合格のための講座費用助成、寡婦控除のみなし適用、児童扶養手当、教育資金の紹介、ひとり親家庭医療費助成）	相談相手により、必要な支援策が異なるため、聞き取りを丁寧に行い、必要な支援に繋いでいくよう努める。	福祉推進課
		子どもの居場所づくりの一環として、子ども食堂の開設・運営に対する補助を実施した。 【件数】5件 【補助額】212,000円	今後の方向性として、小学校区ごとに1箇所ずつ子ども食堂の開設ができるよう、補助事業を推進していく。	福祉推進課
		ひとり親家庭の就労支援のため、保育所優先入所に対する配慮を行った。	入所審査基準において、ひとり親家庭に対しては加点を行い、優先的に入所できるよう運用している。	子育て支援課

		町営緑地公園住宅「あき家」入居者募集の抽選においては、倍率優遇方式を採用し、福祉世帯の抽選回数を2回にする事で優先入居の促進に努めた。 なお、町営御茶屋住宅については、「あき家」が生じなかったため募集を実施しなかった。	今後においても倍率優遇方式を採用し、福祉世帯の抽選回数を2回にする事で、優先入居の促進に努めるもの。	都市計画課
施策の展開 3外国人が暮らしやすい環境づくり				
No.	具体的施策	令和4年度の実施状況	取組に対する評価と課題・今後の方向性	担当課
53	外国人への情報提供の充実	人権文化センター及びふれあいセンター1階「男女共同参画インフォメーション」、外国語人権相談ダイヤルのチラシを配架した。	外国人が母国語で相談できる相談窓口を引き続き周知する。	人権文化センター
		昨年度より、ホームページ多言語自動翻訳システムを運用した。 (「英語」「韓国語」「中国語(簡体字・繁体字)」「スペイン語」「ポルトガル語」「フランス語」「タガログ語」「タイ語」「ネパール語」)	多言語自動翻訳システムを運用後、現時点で課題となっていることはないが、改善点を発見次第必要に応じて、システムの整備を行う。	政策企画課 (コミュニティ推進課)
		外国語版の母子健康手帳を対象者に配付できるように準備した。	令和4年度は英語版の母子健康手帳を2件配付した。今後は、音声翻訳機を活用した情報提供を開始する。	すこやか推進課 (いきいき健康課)
		以前より、(公財)大阪府国際交流財団の大阪府外国人情報コーナーを活用し、三者通話電話により多言語(日本語を含む11言語)の通報に対応。 令和2年6月1日から18ヶ国に対応した多言語通訳サービスを導入したことにより、24時間365日外国人からの火災、救急、救助要請に対応可能となった。また、令和4年4月1日から新たに2ヶ国(ヒンディー語、ベンガル語)が追加され現在は、21ヶ国語に対応。	整備された環境に基づく外国人からの火災、救急、救助要請への対応状況を精査し、必要に応じて、不足する対応を補うなどの検討を進める。また、引き続き外国人との共生社会の実現に向けて、外国人住民が安全・安心に暮らせる環境整備を目指す。	消防本部

資料1 審議会などへの女性の参画状況

基準日：令和5年4月1日

1 議会議員(参考)

	名 称	所管課	総議員数 (人)	うち女性 議員数(人)	女性議員 比率(%)	備考欄
1	町 議 会	議会事務局	14	7	50.0	

2 委員会及び委員(地方自治法第180条の5関係)

	名 称	所管課	総委員数 (人)	うち女性 委員数(人)	女性委員 比率(%)	備考欄
1	教育委員会(教育長を除く)	教育総務課	4	2	50.0	
2	選挙管理委員会	行政委員会事務局	4	2	50.0	
3	公平委員会	行政委員会事務局	3	1	33.3	
4	監査委員	行政委員会事務局	2	0	0.0	令和3年5月より議員選出委員 変更により女性委員比率0%
5	固定資産評価審査委員会	行政委員会事務局	3	0	0.0	
6	農業委員会	にぎわい創造課	13	2	15.4	
合 計			29	7	24.1	

3 法律の規定により国の機関(大臣等)が委嘱する委員

	名 称	所管課	総委員数 (人)	うち女性 委員数(人)	女性委員 比率(%)	備考欄
1	人権擁護委員	人権文化センター	6	4	66.7	
2	行政相談委員	人権文化センター	2	1	50.0	
3	民生委員児童委員	福祉推進課	52	33	63.5	
合 計			60	38	63.3	

4 附属機関(地方自治法第202条の3関係)

	名 称	所管課	総委員数 (人)	うち女性 委員数(人)	女性委員 比率(%)	備考欄
1	人権文化センター運営委員会	人権文化センター	7	5	71.4	
2	人権啓発施策審議会	人権文化センター	14	8	57.1	
3	情報公開・個人情報保護審査会	政策企画課	5	2	40.0	
4	行政不服審査会	総務・債権管理課	5	2	40.0	
5	情報公開・個人情報保護運営審議会	政策企画課	7	3	42.9	
6	防災会議	危機管理室	31	5	16.1	
7	国民保護協議会	危機管理室	31	5	16.1	
8	非常勤職員公務災害補償等認定委員会	人事課	5	0	0.0	
9	非常勤職員公務災害補償等審査会	人事課	3	1	33.3	
10	法令遵守推進委員会	人事課	6	1	16.7	
11	まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会	政策企画課	9	2	22.2	
12	住民福祉審議会	福祉推進課	13	7	53.8	
13	民生委員推薦会	福祉推進課	7	4	57.1	
14	障害者施策推進協議会	福祉推進課	13	5	38.5	
15	障害支援区分審査会	福祉推進課	7	1	14.3	

4 附属機関(地方自治法第202条の3関係)						
	名 称	所管課	総委員数 (人)	うち女性 委員数(人)	女性委員 比率(%)	備考欄
16	高齢者援護施設入所判定委員会	高齢介護課	7	3	42.9	
17	予防接種健康被害調査委員会	すこやか推進課	10	0	0.0	
18	地域医療・保健事業推進協議会	すこやか推進課	11	5	45.5	
19	介護認定審査会	高齢介護課	17	6	35.3	
20	国民健康保険運営協議会	保険年金課	11	7	63.6	
21	介護保険事業運営委員会	高齢介護課	13	4	30.8	
22	環境保全審議会	環境課	13	5	38.5	
23	都市計画審議会	都市計画課	14	4	28.6	6月1日付で議会選出の委員 が変更となり、女性委員が4名 から3名に変更となりました。
24	バリアフリー基本構想継続協議会	都市計画課	18	4	22.2	
25	景観計画策定員会	都市計画課	7	1	14.3	
26	子ども・子育て会議	子育て支援課	10	5	50.0	R5.5.1から
27	奨学生選定委員会	教育総務課	7	3	42.9	
28	社会教育委員	生涯学習課	8	5	62.5	
29	文化財保護審議会	生涯学習課	5	1	20.0	
30	文化推進委員会	生涯学習課	10	4	40.0	※令和5年7月末日を 以って廃止
合 計			324	108	33.3	

5 その他の委員、会議など						
	名 称	所管課	総委員数 (人)	うち女性 委員数(人)	女性委員 比率(%)	備考欄
1	財産区管理会	総務・債権管理課	47	1	2.1	
2	島本町ふれあいセンター運営協議会	総務・債権管理課	7	3	42.9	
3	地域福祉を進める懇話会	福祉推進課	9	8	88.9	4月1日は任期切れ、4月 28日に全委員決定
4	要保護児童対策地域協議会	子育て支援課	31	19	61.3	
5	青少年指導員	生涯学習課	10	4	40.0	
6	スポーツ推進委員	生涯学習課	5	3	60.0	
合 計			109	38	34.9	

※ 基準日時点で委員の発令がない等の理由により委員がいない審議会等は記載していない場合があります。

6 全体の集計と推移 (2～5の合計)						
基準日	審議会 などの総数	うち女性委員がいる 審議会などの数	割合(%)	総委員数(人)	うち女性 委員数(人)	比率(%)
令和5年4月1日	45	41	91.1	522	191	36.6
令和4年4月1日	43	40	93.0	508	188	37.0
令和3年4月1日	43	40	93.0	514	192	37.4

資料2 女性職員の割合

1. 職員の男女別割合(各年度4月1日現在)

	令和3年度					令和4年度					令和5年度				
	人数(人)			割合		人数(人)			割合		人数(人)			割合	
	全体	女性	男性	女性	男性	全体	女性	男性	女性	男性	全体	女性	男性	女性	男性
職員数	252	89	163	35.3%	64.7%	260	92	168	35.4%	64.6%	264	92	172	35.4%	65.2%
(うち事務職)	150	51	99	34.0%	66.0%	159	53	106	33.3%	66.7%	162	54	108	33.3%	66.7%

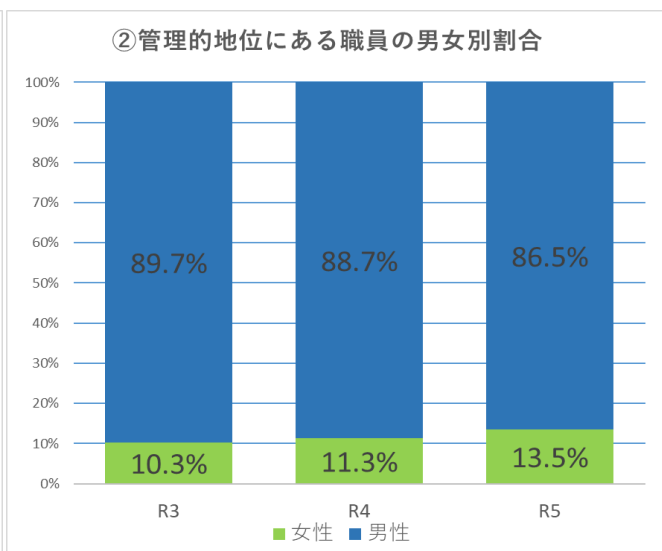
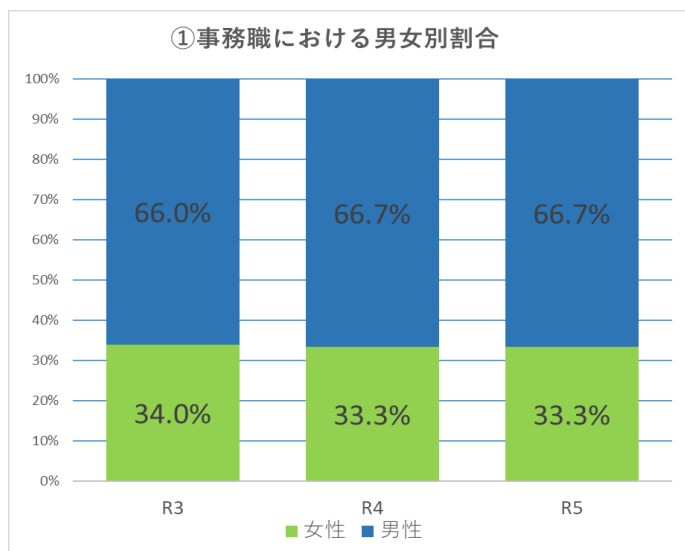
※1 再任用職員を除く。

※2 事務職とは、主に事務系として採用された職員を指します。

2. 各役職段階の男女別割合(各年度4月1日現在)

	令和3年度					令和4年度					令和5年度				
	人数(人)			割合		人数(人)			割合		人数(人)			割合	
	全体	女性	男性	女性	男性	全体	女性	男性	女性	男性	全体	女性	男性	女性	男性
部・次長級	17	1	16	5.9%	94.1%	19	1	18	5.3%	94.7%	20	2	18	10.0%	90.0%
課長・施設長級	51	6	45	11.8%	88.2%	52	7	45	13.5%	86.5%	54	8	46	14.8%	85.2%
管理職 計	68	7	61	10.3%	89.7%	71	8	63	11.3%	88.7%	74	10	64	13.5%	86.5%
係長級	21	3	18	14.3%	85.7%	20	2	18	10.0%	90.0%	18	1	17	5.6%	94.4%
一般職員	163	79	84	48.5%	51.5%	169	82	87	48.5%	51.5%	172	81	91	47.1%	52.9%
総合計	252	89	163	35.3%	64.7%	260	92	168	35.4%	64.6%	264	92	172	34.8%	65.2%

※ 再任用職員を除く。



資料3 男女共同参画講座実施状況

	講座名	実施日	受講者	実施場所	講師
1	ジェンダーの視点から考える その時！のための防災の話	8月28日	33人 (対面)	人権文化センター 集会室	関西学院大学災害復興制度研 究所主任研究員・准教授 斉藤 容子さん
2	思春期の子どもとの向き合い方講座	12月16日	23人 (対面)	人権文化センター 集会室	梅花女子大学心理こども学部 心理学教授 伊丹 昌一さん
3	中学校におけるスマイルセミナー	新型コロナウイルス感染症の影響により中止			